

旧	新
<p style="text-align: center;">滋賀県リサイクル製品利用促進要綱</p> <p>第1条～第13条 省略</p> <p>付 則 この要綱は、平成17年3月14日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成17年12月28日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成18年11月27日から施行する。</p> <p>付 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 2 第5条第1項の規定は施行日以後に認定する製品に適用し、施行日前に認定を受けた製品については、なお従前の例によるものとする。 3 第8条第5項の規定は施行日以後に認定する製品に適用し、施行日前に認定を受けた製品に係る同項の規定の適用については、同項中「3年間」とあるのは「5年間」とする。</p> <p>付 則 この要綱は、平成23年1月11日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成25年4月22日から施行する。</p> <p>付 則</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県リサイクル製品利用促進要綱</p> <p>第1条～第13条 省略</p> <p>付 則 この要綱は、平成17年3月14日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成17年12月28日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成18年11月27日から施行する。</p> <p>付 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 2 第5条第1項の規定は施行日以後に認定する製品に適用し、施行日前に認定を受けた製品については、なお従前の例によるものとする。 3 第8条第5項の規定は施行日以後に認定する製品に適用し、施行日前に認定を受けた製品に係る同項の規定の適用については、同項中「3年間」とあるのは「5年間」とする。</p> <p>付 則 この要綱は、平成23年1月11日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成25年4月22日から施行する。</p> <p>付 則</p>

旧	新								
<p>この要綱は、平成26年2月4日から施行し、施行日以降の認定から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要綱は、平成27年2月25日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要綱は、平成27年10月14日から施行する。</p> <p>別表1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">滋賀県リサイクル認定製品品質基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">品 質 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">安全性への配慮</td> <td> <p>次の基準すべてを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理廃棄物を利用していないこと。</p> <p>(2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、試験方法は原則として <b>日本工業規格</b>「JIS K0058-1スラグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5.利用有姿による試験によるものとする。</p> <p>また、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。</p> <p>(3) 原材料として溶融スラグを使用する製品にあっては、当該溶融スラグは、<b>日本工業規格</b>「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」および「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	品 質 基 準	安全性への配慮	<p>次の基準すべてを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理廃棄物を利用していないこと。</p> <p>(2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、試験方法は原則として <b>日本工業規格</b>「JIS K0058-1スラグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5.利用有姿による試験によるものとする。</p> <p>また、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。</p> <p>(3) 原材料として溶融スラグを使用する製品にあっては、当該溶融スラグは、<b>日本工業規格</b>「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」および「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。</p>	<p>この要綱は、平成26年2月4日から施行し、施行日以降の認定から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要綱は、平成27年2月25日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要綱は、平成27年10月14日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要綱は、令和元年11月7日から施行する。</u></p> <p>別表1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">滋賀県リサイクル認定製品品質基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">品 質 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">安全性への配慮</td> <td> <p>次の基準すべてを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理廃棄物を利用していないこと。</p> <p>(2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、試験方法は原則として <b>日本産業規格</b>「JIS K0058-1スラグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5.利用有姿による試験によるものとする。</p> <p>また、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。</p> <p>(3) 原材料として溶融スラグを使用する製品にあっては、当該溶融スラグは、<b>日本産業規格</b>「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」および「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	品 質 基 準	安全性への配慮	<p>次の基準すべてを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理廃棄物を利用していないこと。</p> <p>(2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、試験方法は原則として <b>日本産業規格</b>「JIS K0058-1スラグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5.利用有姿による試験によるものとする。</p> <p>また、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。</p> <p>(3) 原材料として溶融スラグを使用する製品にあっては、当該溶融スラグは、<b>日本産業規格</b>「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」および「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。</p>
区 分	品 質 基 準								
安全性への配慮	<p>次の基準すべてを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理廃棄物を利用していないこと。</p> <p>(2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、試験方法は原則として <b>日本工業規格</b>「JIS K0058-1スラグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5.利用有姿による試験によるものとする。</p> <p>また、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。</p> <p>(3) 原材料として溶融スラグを使用する製品にあっては、当該溶融スラグは、<b>日本工業規格</b>「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」および「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。</p>								
区 分	品 質 基 準								
安全性への配慮	<p>次の基準すべてを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理廃棄物を利用していないこと。</p> <p>(2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、試験方法は原則として <b>日本産業規格</b>「JIS K0058-1スラグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5.利用有姿による試験によるものとする。</p> <p>また、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。</p> <p>(3) 原材料として溶融スラグを使用する製品にあっては、当該溶融スラグは、<b>日本産業規格</b>「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」および「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。</p>								

旧		新	
規格等	次のいずれかの条件を満たしていること。 (1) <u>日本工業規格</u> に性能規定のある品目については、その規格に適合していること。 。 (2) <u>日本工業規格</u> に規定のない品目については、県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等に適合していること。 (3) エコマーク認定基準を満たしていること。 (4) (1)から(3)までに掲げる基準に準ずる基準に適合していること。	規格等	次のいずれかの条件を満たしていること。 (1) <u>日本産業規格</u> に性能規定のある品目については、その規格に適合していること。 。 (2) <u>日本産業規格</u> に規定のない品目については、県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等に適合していること。 (3) エコマーク認定基準を満たしていること。 (4) (1)から(3)までに掲げる基準に準ずる基準に適合していること。
その他	品目ごとに別に定める率の循環資源を使用していること。	その他	品目ごとに別に定める率の循環資源を使用していること。
<p><u>滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率</u>      省略</p>		<p><u>滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率</u>      省略</p>	